

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 2 3 号	三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例の制定について
障 害 福 祉 課	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号) ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号) ・ 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) ・ 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 37 年三田市条例第 5 号) ・ 三田市附属機関の設置に関する条例(平成 21 年三田市条例第 2 号) <p>【趣 旨】</p> <p>障害のある人もない人も自分らしく、自立と社会参加ができる共生のまち三田市を実現するため、障害を理由とする差別の解消に向けた取組み等を定めるに当たり、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 主な規定内容</p> <p>基本理念(第 3 条)、差別の禁止(第 4 条)、市、事業者及び市民等の責務(第 5 条及び第 6 条)、幼少期からの理解促進(第 7 条)、相談(第 8 条)、あっせん(第 9 条及び第 10 条)、勧告及び公表の措置(第 11 条)</p> <p>(2) 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>三田市障害者差別紛争調整委員会の委員報酬を定める。</p> <p>委員長 日額 13,000 円</p> <p>委員 日額 12,500 円</p> <p>(3) 三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正</p> <p>三田市障害者差別紛争調整委員会の規定を追加</p> <p>委員定数 5 人以内</p> <p>任 期 2 年</p> <p>【施行期日】</p> <p>平成 30 年 7 月 1 日</p>